# 「陸上自衛隊(第13旅団及び第14旅団) と
# 本州四国連絡高速道路㈱との連携に関する確認書」

## ～　災害対策の適正・円滑な遂行に向けて　～

確認書締結日(第13旅団):令和7年　1月　14日
確認書締結日(第14旅団):令和7年　1月　17日

陸上自衛隊第13旅団
陸上自衛隊第14旅団
本州四国連絡高速道路株式会社　坂出管理センター
本州四国連絡高速道路株式会社　しまなみ尾道管理センター
本州四国連絡高速道路株式会社　しまなみ今治管理センター

# 確認書の概要

## ○確認書の名称

◆「陸上自衛隊第13旅団と本州四国連絡高速道路株式会社坂出管理センター、しまなみ尾道管理センター及びしまなみ今治管理センターとの連携に関する確認書」（以下、「確認書」という。）

◆「陸上自衛隊第14旅団と本州四国連絡高速道路株式会社坂出管理センター、しまなみ尾道管理センター及びしまなみ今治管理センターとの連携に関する確認書」（以下、「確認書」という。）

## ○確認書の締結者

（1）陸上自衛隊第13旅団長　今村　武
（2）陸上自衛隊第14旅団長　大場　剛
（3）本州四国連絡高速道路株式会社坂出管理センター所長　田村　正
（4）本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ尾道管理センター所長　杉町　直明
（5）本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ今治管理センター所長　矢野　賢晃
※第13旅団と本四3センター連名、第14旅団と本四3センター連名で締結

# 確認書の概要

## ○目的

平成27年1月16日に締結した、「陸上自衛隊中部方面隊と本州四国連絡高速道路株式会社との連携に関する協定」及び「原協定の解釈覚書」に関し、陸上自衛隊第13旅団及び第14旅団の部隊行動範囲と本州四国連絡高速道路株式会社坂出管理センター、しまなみ尾道管理センター及びしまなみ今治管理センターが管理する高速道路における具体的な運用について必要な事項を定め、災害対策の適正かつ円滑な遂行を図る。

# 確認書の概要

## (1)確認書の適用範囲≪確認書第2条関連≫

確認書の適用範囲は瀬戸中央自動車道及び西瀬戸自動車道全区間(本四高速管理区間)のうち、第13旅団及び第14旅団それぞれの担任範囲を基本とするが、緊急を要する場合は第13旅団及び第14旅団それぞれの担任範囲外の区間も含む。

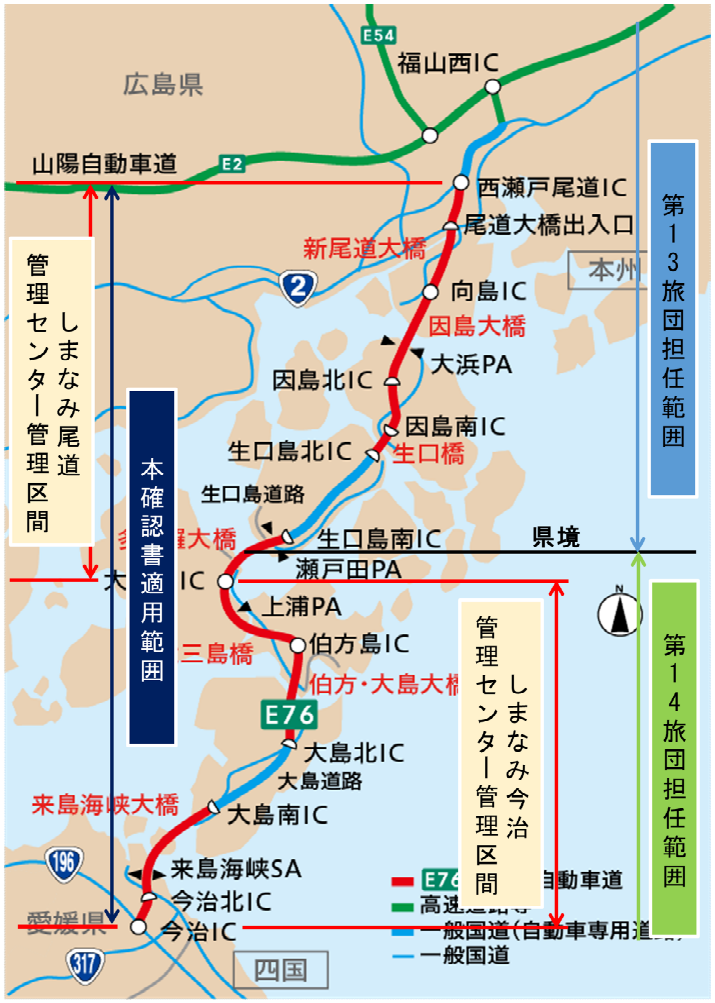

# 確認書の概要

## (2)災害発生時の連絡態勢の確立≪確認書第3条関連≫

連絡態勢のイメージ

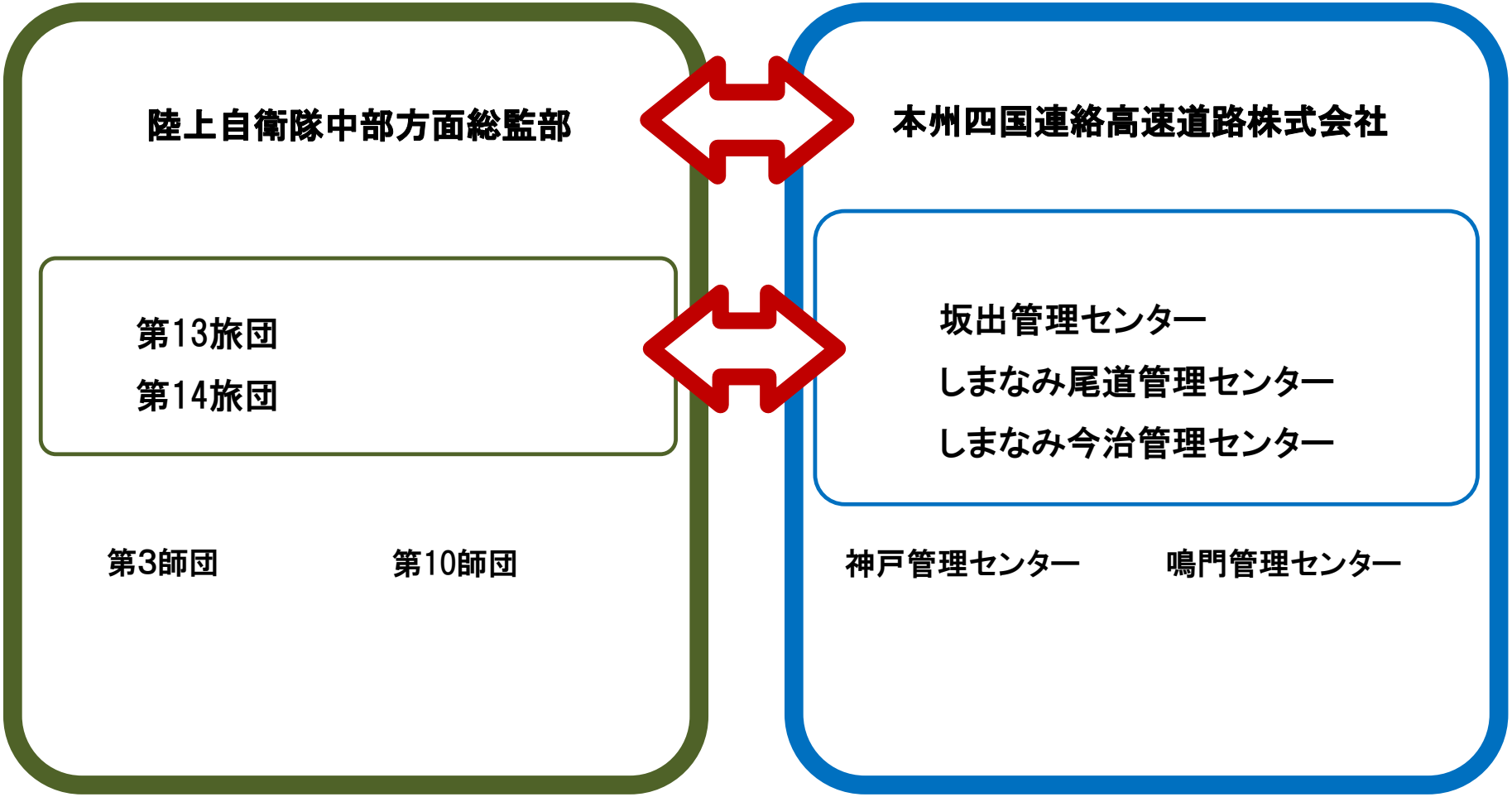

# 確認書の概要

## (3)被害情報の提供方法≪確認書第4条関連≫

- 連絡員(リエゾン)の相互派遣
- 派遣先での活動に必要な場所等の提供
- 情報共有可能な通信システム等を構築

**陸上自衛隊**
第13旅団
第14旅団

■情報共有

①高速道路の通行止め状況・被害状況

②災害派遣時の緊急輸送ルートの調整

③被災箇所の復旧支援

④高速道路沿線の被害状況

本州四国連絡高速道路株式会社
坂出管理センター
しまなみ尾道管理センター
しまなみ今治管理センター

## (4)第13旅団及び第14旅団の緊急通行車両の通行≪確認書第6条関連≫

- 第13旅団及び第14旅団が高速道路通行止め区間を緊急通行する場合の手続きを確認

# 確認書の概要

## (5)緊急開口部の活用≪確認書第7条≫

- 緊急を要する場合は、緊急開口部※の開放作業を第13旅団及び第14旅団が実施できることを確認

緊急開口部

※高速道路に併設される緊急開口部、中央分離帯開口部区間、中央分離帯ワイヤーロープ区間をいう

## (6)第13旅団及び第14旅団の救援活動に必要となる高速道路の緊急復旧

≪確認書第8条関連≫

- 第13旅団及び第14旅団が自らの通行のため、高速道路及び施設を緊急復旧する場合の手続きを確認

陸上自衛隊保有の施設器材

# 確認書の概要

## (7)高速道路の復旧協力の要請≪確認書第9条関連≫

- 本四高速が、第13旅団及び第14旅団に高速道路及び施設の復旧協力を要請する場合の手続きを確認

## (8)訓練の実施≪原協定第5条関連≫

令和7年1月15日(水)に第13旅団及び第14旅団との合同訓練を実施

中央分離帯開口部
開放訓練

災害対策基本法に基づく
車両移動訓練

中央分離帯ワイヤーロープ
開放訓練

## (9)定期的な会議の実施≪原協定第6条関連≫